別添２

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和６年３月

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

８　訪問系サービスについて

（１）入院中の重度訪問介護について【関連資料１～３】

①入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年４月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年６月 28 日付け保医発 0628 第２号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成 28 年通知）という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っているところである。各都道府県等におかれては、重度の障害者等が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした

事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということを十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされているところであり、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

②入院中の重度訪問介護利用の対象拡大について

特別なコミュニケーション支援が必要な利用者の入院中の重度訪問介護の利用は、障害支援区分ではなく状態像によるものであり、必要となる状態像によっては、最重度の障害支援区分６の障害者だけでなく、障害支援区分４及び５の利用者にも該当することがあると指摘されている。

このため、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分６の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援

を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象とすることとしたところである。

なお、令和３年度「入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究」において、障害や疾病により、入院中に特別なコミュニケーション支援が必要であると想定される利用者の状態像（例）を示しているので、特別なコミュニケーション支援を必要とする利用者への支給決定等の参考にされたい。【関連資料１・２】

③入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和６年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けることとしたところである。【関連資料１】

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

④重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和５年 11 月 20 日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出したところである。【関連資料３】

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれては、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

（２）同行援護について

①同行援護従業者養成研修カリキュラムの改正について【関連資料４】

令和５年 10 月 16 日に、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）が一部改正された。

【改正の概要】

同行援護の事業を行う事業所に置くべき従業者の要件として、同行援護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたことが定められているところ、当該従業者の要件に係る経過措置及び当該研修のカリキュラムについて、以下の見直しを行う。

ア　従業者の要件に係る経過措置

現行、令和３年３月 31 日において盲ろう者向け通訳・介助員であった者について、令和６年３月 31 日までの間は同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置を設けている。

今般、当該経過措置の対象者について、令和６年３月 31 日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった場合に限り、令和９年３月 31 日までの間は、引き続き同行援護従業者養成研修修了者とみなすこととする。

イ　同行援護従業者養成研修のカリキュラム改正

同行援護従業者養成研修のカリキュラムを見直すとともに、改正後の同行援護従業者養成研修のカリキュラムは、一部、地域生活支援事業として実施される盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と共通した内容を含むため、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、同行援護従業者養成研修の一部科目の受講を免除する。

ウ　適用期日

アについては、令和６年４月１日

イについては、令和７年４月１日

都道府県におかれては、新たなカリキュラムによる同行援護従業者養成研修が円滑に実施できるよう、関係団体や指定研修事業者等への周知を行うとともに、都道府県が定める研修実施要領の改正や研修事業者の指定（更新）等の準備をお願いする。

②同行援護従業者養成研修の実施について

視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所の従業者だけでなく、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いする。

なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

③盲ろう者に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する

国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

④同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

（３）行動援護について

①短時間の支援の評価について

行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（１時間 30 分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定においては、行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行うこととしている。

都道府県や市町村においては、強度行動障害を有する者が行動援護により適切な支援が受けられるよう、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努められたい。

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年４月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等

利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に２年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和９年３月 31 日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（４）訪問系サービスの従業者の養成について

①居宅介護等従業者の養成について

訪問系サービスについて、市町村においてサービス利用の支給決定がなされても、支援を行う従業者が確保できず、サービスの利用ができないといった声が聞かれるところである。居宅介護等従業者の養成については、これまでも各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

なお、この対応としては、訪問系サービスの支援に必要な従業者を養成

し、サービスの提供体制を確保することが重要となっているため、各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

②資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修・追加研修・統合研修）修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

（５）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

①支給決定事務における留意事項について【関連資料５】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア　適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ　支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ　支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

②重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料６】

ア　重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年２月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、市町村に対応していただくよう、重度訪問介護の利

用及び支給決定について周知されたい。

（ア）重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、１日につき３時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に３時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

（イ）平成 21 年４月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが１日に複数回行われる場合の１回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

（ウ）利用者から「短時間かつ１日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを１日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

（エ）重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日付老振第 76 号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支

給決定を行うこと。

イ　同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、従業者（ヘルパー）が行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年４月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年４月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

・院内の移動に介助が必要な場合
・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

なお、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定では、居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象としたところである。

④支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平

成 19 年３月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

さらに、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっても、例えば飲食店等の利用において、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不適当と判断することなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行われたい。

加えて、通学などの同じ場所への「通年かつ長期にわたる外出」は、障害福祉サービスにおける個別給付の対象としていないが、大学等の通信課程でのスクーリングなど、短期かつ反復しない外出については、重度訪問介護等の対象となり得る場合もあり、個々のケースに応じて支給決定を判断されたい。

⑤居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成 21 年７月１日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたところであるが、「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和３年５月 26 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和３年７月 12 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者に周知されたい。

⑥必要な障害福祉サービスの提供について

市町村において視覚障害を有する者や行動障害を有する者等に外出支援を行う際、同行援護や行動援護でなく、地域生活支援事業の移動支援事業を優先的に利用するよう促す事例が見受けられる。同行援護や行動援護による専門的な支援が必要と判断される者について、これらのサービスにより適切な支援が受けられるよう、市町村における支給決定において、個々のケースに応じて適切にご判断されたい。

また、都道府県及び市町村においては、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスごとに障害者等のニーズを適切に把握するとともに、必要なサービスが提供できるよう、訪問サービス事業所の確保や従業者の養成に努められたい。

（６）訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　ＶＯＬ．１」（令和３年３月 31 日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問 21 においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるので、ご了知いただくとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Ｑ＆Ａ　VOL.１　問 21〉

問 40 のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

（略）

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

（７）化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料７】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪

問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者に周知されたい。

（８）重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料８】

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

本事業の実施に当たっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村が大学等の実施する委員会に少なくとも年に１回以上参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

関連資料７

事　務　連　絡
令和６年１月 24 日

各 都道府県 市区町村 障害保健福祉主管部（局） 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和３年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています（※）。さらに、令和５年７月には当該ポスターを改訂するとともに下記１のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴管内の障害者支援施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記２に記載しておりますので、必要に応じてご参照下さい。

※令和３年９月１日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡及び令和４年６月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課・健康局難病対策課・子ども家庭局総務課少子化総合対策室・子ども家庭局保育課・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課連名事務連絡において、医療機関等へ情報提供を依頼しているもの。

記

１．啓発ポスターについて
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

２．関連情報について
日本石鹸洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

(1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準
https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

(2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して
https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm